

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年4月3日付け20170403資第25号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20170403 資 第 25 号
平成 29 年 4 月 3 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

配 託 計 第 17 号
平成29年 3 月 31 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役
社 長 瓜 生 道 明

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供 給 開 始 年 月 日 及 び 有 効 期 間			平成29年 5 月 1 日以降相当の期間	

料金その他の供給条件の内容等

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、熊本県内全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された熊本県および隣接する地域において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、この託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送供給等約款（平成29年3月1日付け20161031資第25号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：平成29年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年4月末日）

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：平成30年4月末日）

4. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、平成29年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：平成29年4月末日）

5. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：平成30年4月末日）

6. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

附

則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（平成29年3月17日付け20170301資第23号認可。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、下記地域に災害救助法が適用され、同市町村およびその隣接市町村において被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件（平成29年3月17日付け20170301資第23号認可。）を設定しております。

当該地震による被害は甚大であり、家屋の解体工事や再建等は、今後も継続していくことが予想されます。

このため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、あらためて託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県大牟田市、八女市、みやま市、大分県日田市、竹田市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町、宮崎県小林市、えびの市、児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡五ヶ瀬町、鹿児島県出水市、伊佐市

以 上